

八戸地区交通安全協会八戸卸センター支部規約

第1章 総 則

(名称及び組織)

第1条 この支部は、八戸地区交通安全協会八戸卸センター支部（以下「本支部」という。）と称し、本支部の事務局は、協同組合八戸総合卸センターの組合事務局に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本支部は、会員相互の連絡協調をはかり、交通安全への寄与、並びに火災・地震等による大規模災害発生時に、会員地域内における人命の安全確保と被害の拡大を防止することを目的とする。

(事業)

第3条 本支部は、第2条の目的を達成するに、次の事業を行う。

- (1) 交通安全に対する意識の高揚と交通道德の向上
- (2) 交通事故防止と交通指導
- (3) 関係法令の周知徹底と運転者の資質向上
- (4) 交通安全功労者並びに優良会員またはその従業員の表彰
- (5) 八戸卸センター組合員の防災対策に関する事
- (6) 災害時における八戸卸センター組合員の相互援助に関する事
- (7) その他必要と認めた事業

第3章 防 災

第4条 防災に関する事項は別途防災規約に定める。

ただし、防災規約は八戸卸センター組合員に限定して適用するものとする。

第4章 役 員

(役員とその選任)

第5条 本支部に次の役員を置く。

- (1) 支 部 長 1名
- (2) 副支部長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2名

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 支部長、副支部長は、理事の互選により選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、従前の職務を行うものとする。
- 3 補欠で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 支部長は、本支部の運営を統括し、支部を代表する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 理事は、支部長の諮問に応じ事業の遂行にあたる。
- 4 監事は、本支部の事業及び会計を監査して総会に報告する。また、会議に出席して意見をのべることができる。

(顧問)

第8条 本支部は必要に応じて顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第9条 本支部の会議は、総会及び理事会とする。

- 2 会議は、支部長が招集しその議長となる。
- 3 議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、議長が決定する。

(理事会)

第10条 理事会は次の事項を決議する。

- (1) 総会の議決に要する事項
- (2) 支部長が必要と認める事項

(総会)

第11条 総会は会員をもって構成し、総会の決議事項は次に掲げる事項とする。

- (1) 事業報告及び事業計画の承認
- (2) 収支決算報告及び収支予算の承認
- (3) 規約の改正
- (4) 理事及び監事の選任

(事故報告)

第12条 会員が卸センター一丁目、二丁目、河原木神才、及び長苗代狐田、観音堂、下亀子谷地区域内で交通事故を起こした時は、再発防止のために、本支部に事故状況を報告するものとする。

第6章 慶 弔

第13条 慶弔に関する次項は別途慶弔金規定に定める

第7章 事業年度

(事業年度)

第14条 本支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

付 記

平成22年4月28日 一部改訂

平成26年4月22日 一部改訂